



宮 崎 県 公 報

平成29年12月18日 (月曜日) 第 2955 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 1	

○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 3	

告 示

宮崎県告示第 673号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月18日から平成30年 1 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
420	県道	中方限庄内線	都城市菓子野町 11095番 4 地先から同市同町 11095番 4 地先まで	旧	9.3～10.3	23.4
				新	12.0～12.5	23.4

宮崎県告示第 674号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月18日から平成30年 1 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南郷線	日南市南郷町瀧上字宮之原2424番 1 地先から同市同町瀧上字中村下	旧	8.2～19.1	442.9
				新	12.0～24.4	442.9

		1841番 3 地先まで		
--	--	--------------	--	--

宮崎県告示第 675号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年12月18日から平成30年 1 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
420	県道	中方限庄内線	都城市菓子野町 11095番 4 地先から同市同町 11095番 4 地先まで	平成29年12月18日

宮崎県告示第 676号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年12月18日から平成30年 1 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南郷線	日南市南郷町瀧上字宮之原2424番 1 地先から	平成29年12月18日

			同市同町瀧 上字中村下 1841番3地 先まで
--	--	--	----------------------------------

宮崎県告示第 677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都 城 市	細見谷川	10- 203- 2 - 035	土 石 流
	細見第1	I - 1 - 1540	急傾斜地の崩壊
	細見第2	I - 1 - 1541	急傾斜地の崩壊
	岡元第3	II - 1 - 1539	急傾斜地の崩壊
	岡元第3 - 新①	II - 1 - 1539 - 新①	急傾斜地の崩壊
	細見第3	II - 1 - 1542	急傾斜地の崩壊
	小川第1 1	II - 1 - 7443	急傾斜地の崩壊
	小川第1 2	II - 1 - 7444	急傾斜地の崩壊
	細見第7	II - 1 - 7462	急傾斜地の崩壊
	細見第4	II - 1 - 7632	急傾斜地の崩壊
	南方 - 新①	II - 2 - 0411 - 新①	急傾斜地の崩壊
小 林 市	川 無	I - 1 - 0763	急傾斜地の崩壊
	川無 - 1	II - 1 - 5341	急傾斜地の崩壊
	川無 - 2	II - 1 - 5342	急傾斜地の崩壊
	八幡原 - 1	II - 1 - 5343	急傾斜地の崩壊
	下堤 - 1	II - 1 - 5366	急傾斜地の崩壊
	内侍塚 - 1	II - 1 - 5368	急傾斜地の崩壊

下の平 - 2 - 新①	II - 1 - 5370 - 新①	急傾斜地の崩壊
内侍塚 - 2	II - 1 - 5381	急傾斜地の崩壊
内侍塚 - 2 - 新①	II - 1 - 5381 - 新①	急傾斜地の崩壊
下堤 - 2	II - 1 - 5392	急傾斜地の崩壊
下堤 - 3	II - 1 - 5393	急傾斜地の崩壊
木場 - 2	II - 2 - 0369	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 678号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都 城 市	細見谷川	10- 203- 2 - 035	土 石 流
	細見第1	I - 1 - 1540	急傾斜地の崩壊
	細見第2	I - 1 - 1541	急傾斜地の崩壊
	岡元第3	II - 1 - 1539	急傾斜地の崩壊
	岡元第3 - 新①	II - 1 - 1539 - 新①	急傾斜地の崩壊
	小川第1 1	II - 1 - 7443	急傾斜地の崩壊
	小川第1 2	II - 1 - 7444	急傾斜地の崩壊
	細見第7	II - 1 - 7462	急傾斜地の崩壊
	細見第4	II - 1 - 7632	急傾斜地の崩壊
	南方 - 新①	II - 2 - 0411 - 新①	急傾斜地の崩壊
	小 林 市	川 無	I - 1 - 0763
川無 - 1		II - 1 - 5341	急傾斜地の崩壊

川無 - 2	II - 1 - 5342	急傾斜地の崩壊	宮崎県知事 河野俊嗣 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西松屋宮崎吉村店 宮崎市吉村町長田甲2358 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成29年8月25日 3 意見の概要 意見なし 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成29年12月18日から平成30年1月18日まで 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、堤土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。 平成29年12月18日 宮崎県知事 河野俊嗣 1 就任した役員
八幡原 - 1	II - 1 - 5343	急傾斜地の崩壊	
下堤 - 1	II - 1 - 5366	急傾斜地の崩壊	
内侍塚 - 1	II - 1 - 5368	急傾斜地の崩壊	
下の平 - 2 - 新①	II - 1 - 5370 - 新①	急傾斜地の崩壊	
内侍塚 - 2	II - 1 - 5381	急傾斜地の崩壊	
内侍塚 - 2 - 新①	II - 1 - 5381 - 新①	急傾斜地の崩壊	
下堤 - 2	II - 1 - 5392	急傾斜地の崩壊	
下堤 - 3	II - 1 - 5393	急傾斜地の崩壊	
木場 - 2	II - 2 - 0369	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)生活協同組合コープみやざき宮脇店
宮崎市宮脇町 110番地 外9筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成29年7月24日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成29年12月18日から平成30年1月18日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月18日

役名	氏名	住所
理事	坂下 悟志	小林市堤70番地1
理事	山之口 孝雄	小林市堤2319番地1
理事	小川 了嗣	小林市堤3565番地の4
理事	松ヶ迫 吉廣	小林市堤4223番地
理事	川野 輝夫	小林市堤2080番地
理事	田原 尚紀	小林市堤3869番地
監事	谷口 啓郎	小林市堤3170番地4
監事	塚本 美好	小林市堤1490番地

(任期：平成33年11月20日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	山田 孝人	小林市堤2838番地
理事	井之前 勝則	小林市堤2271番地2
理事	小川 了嗣	小林市堤3565番地の4

理 事	大 山 次 義	小林市堤4320番地の1
理 事	川 野 輝 夫	小林市堤2080番地
理 事	平 昭 治	小林市堤3869番地
監 事	谷 口 啓 郎	小林市堤3170番地4
監 事	古 川 昭 藤	小林市堤4695番地2